

「保有個人データ」の内容訂正等の請求にあたって

株式会社テレビ朝日ホールディングス

1. 請求の対象となる「保有個人データ」

請求の対象となる「保有個人データ」とは、「個人情報の保護に関する法律」第16条第4項に規定されるものをいい、当社が内容訂正等の権限を有する個人データです。

なお、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものは請求の対象から除きますのでご了承ください。

2. 当社は、郵送による請求のみを受け付けております。

宛先 〒106-8001 東京都港区六本木6-9-1 テレビ朝日ホールディングス「個人情報お問合せ窓口」係

3. 請求者及び代理人の確認にあたって

請求に際しては、請求する保有個人データの本人であるかどうかの確認が重要となりますので、以下の書類を同封してください。お送りいただいた書類は、当社で3年間保管の後、安全に廃棄します。

(1) 本人が請求される場合

- ① 本人の氏名と住所が記載された公的証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（表面のみ）、パスポート、在留カード等）の中から2種類のコピー

(2) 代理人の方が請求される場合

- ① 本人の氏名と住所が記載された公的証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（表面のみ）、パスポート、在留カード等）の中から2種類のコピー
- ② 代理人の氏名と住所が記載された公的証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（表面のみ）、パスポート、在留カード等）の中から2種類のコピー
- ③ 本人からの委任状（未成年者又は成年被後見人の法定代理人の方が請求される場合でも、できる限り本人からの委任状を提出していただくようお願いします）
- ④ 代理人が未成年者又は成年被後見人の法定代理人である場合は、そのことを証明する書類

4. 次に該当する場合は、請求をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 当社が報道又は著述を目的として請求者の個人情報を利用したとき
- (2) 他の法令の規定により特別の手続が定められている場合
- (3) 利用目的からみて訂正等が必要ない場合
- (4) 保有個人データが誤りである旨の指摘が正しくない場合
- (5) 事実ではなく、評価に対する指摘の場合
- (6) 本人確認ができない場合
- (7) 当社の定めた請求手続きに従わない場合

5. 回答は請求受付後2週間をめどとしますが、遅れる場合もあることをあらかじめご了承ください。

6. 請求書を郵送される際は、記載された個人情報の漏洩などないような対策を施した上で送られることをお願いします。当社到着以前に個人情報の漏洩がありましても、当社では責任を負いかねます。

7. ご請求にあたって提供いただいた個人情報は、ご請求への回答とその履歴の管理のために利用します。

以上